住所

氏名

大阪市　定額減税補足給付金（不足額給付）の支給のお知らせ

このお知らせは、大阪市定額減税補足給付金（不足額給付）※（以下、「本給付金」といいます。）の支給要件を満たす方、かつ本市が預貯金口座を把握している方にお送りしています。

原則、手続き等は必要ありませんが、あなたが右記の【連絡が必要な場合】に該当する場合は、ご連絡をいただく必要がありますのでよくご確認ください。

※定額減税補足給付金（不足額給付）は、令和６年分の所得税および令和６年度分個人住民税において定額減税しきれない方への給付金です。

〔定額減税額〕所得税分：１人当たり３万円　個人住民税分：１人当たり１万円

支給要件（支給対象者）

令和７年１月１日（賦課期日）時点において大阪市にお住まいの方で次のいずれかの要件に該当する方

〇定額減税補足給付金（調整給付）の所要額に不足が生じている

〇令和６年分所得税額および令和６年度分個人住民税所得割額が０円であり、令和６年分所得税に係る合計所得金額および令和６年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える

〇令和６年分所得税額および令和６年度分個人住民税所得割額が０円であり、青色事業専従者または事業専従者である

支給額

次の算定による支給額（確定申告書等の申告後、申告内容が個人住民税情報に反映されるまで一定の時間を要するため、最新の申告内容が反映されていない場合があります。）

	定額減税可能額		令和６年分所得税額		控除不足額（①）		扶養親族数（R6.12.31時点）	
所得税分		円	－	円	＝	円		人
	定額減税可能額		令和６年度分個人住民税所得割額		控除不足額（②）		扶養親族数（R5.12.31時点）	
個人住民税分		円	－	円	＝	円		人
	控除不足額（①）		控除不足額（②）		合計（③）（所要額）			
合計		円	＋	円	＝	円		
	③を１万円単位に切り上げ		当初調整給付支給額		不足額給付支給額			
支給額		円	－	円	＝	円		

（注）「扶養親族数」には控除対象配偶者・16歳未満の扶養親族を含みます。（国外居住者は除く）

支給予定時期　　から順次

ご注意：振込口座に振り込みできないことが判明した際は、支給予定時期に振り込むことができません。この場合、本市から連絡させていただきますが、指定する日までに口座情報を補正する書類をご提出いただかなければ本給付金は支給できません。連絡をとることができず、口座情報の補正ができなかった場合は本給付金を辞退したものとみなします。

支給方法（口座振込）

次の口座に振り込みを予定しています。

振込口座	金融機関名・支店名・預金種別・口座番号
口座名義	

※上記の口座はマイナポータル等で登録されている公金受取口座情報等です。

※公金受取口座制度は預貯金口座の情報を国（デジタル庁）に任意で登録する制度です。

【連絡が必要な場合】

次のいずれかに該当する場合は、　　までに下記のコールセンターまでご連絡ください。

・上記の振込予定口座の変更を希望する場合（変更後の振込口座は対象者本人名義の口座に限ります。また、口座を変更する場合は、支給予定時期に振り込みはできず、１か月程度お待ちいただきます。）

・本給付金の受け取りを辞退される場合

・支給対象者がお亡くなりになられた場合

・支給額の変更を申し出る場合（支給額の変更を申し出た時点で本書は無効となります。）

【注意事項】

支給額の変更を申し出た場合は、本書は無効となり、本書による給付金の支給は行いません。また、支給額を変更する場合はお申し出後にお送りする申請書の提出が必要となり、税額等の情報が異なる場合は　　までに市民税・府民税の申告を行う必要があります。なお、支給額を再度算定した結果、支給額が増額、減額または支給対象外となる可能性があり、再度算定した結果については変更することはできません。

また、本書に関してコールセンターにお電話をしていただける方は次のとおりです。

●対象者本人

●法定代理人（親権者・未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人）…対象者本人との関係性が確認できる書類（登記事項証明書等）をFAXでお送りいただき確認させていただきます。

●同居または別居の親族…本書を現認されている親族の方に限らせていただきますので、お手元に本書をご用意ください。

【オンラインでの手続き】

振込予定口座の変更や、本給付金の受け取りを辞退される場合・支給額の変更を申し出る場合等は対象者本人が専用ホームページからオンラインで手続きすることができます。

※振込予定口座の変更を希望される場合は支給予定時期に振り込みはできず、１か月程度お待ちいただくこととなります。

※変更後の振込口座は対象者本人名義の口座に限ります。

※振込予定口座の変更手続きで公金受取口座の登録を変更することはできません。

【お問い合わせ先】

大阪市定額減税補足給付金コールセンター　TEL：